

平成 25 年 1 月 11 日

金融安定理事会「シャドーバンキングの規制と監視の強化：シャドーバンキング主体の監視及び規制の強化のための政策枠組み」に係る市中協議に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、金融安定理事会（FSB）から 2012 年 11 月 18 日に公表された市中協議文書「シャドーバンキングの規制と監視の強化：シャドーバンキング主体の監視及び規制の強化のための政策枠組み」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが FSB におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

<総論>

銀行グループ傘下の連結子会社については、既に健全性規制の対象として監督されていることに加え、シャドーバンキング主体に該当した場合、重複して同様の規制を課されるかたちとなってしまうため、シャドーバンキング主体に該当しない（すなわちいずれの政策ツールキットの対象ともならない）ことを明確化すべきである。

<各論>

原則 2：当局は、シャドーバンキングによりもたらされるリスクの度合を査定するために必要となる情報を収集すべきである。

正確性・適時性・網羅性等の情報の質または監督の質を考慮した場合、本規制の対象ではない銀行から提供される情報にもとづくのではなく、規制の対象となる法人から直接各国当局が情報を入手し、対象先の選定・監督を行うことが望ましい。斯かる規制の実効性の観点から、「規制対象先に対する直接的な情報収集・監督体制を各国当局が構築すべき」とする文言を追記いただきたい。

以 上